

制定	平成15年6月11日
改定	平成16年5月31日
全部改定	平成19年6月6日
改定	平成21年4月1日
改定	平成24年6月1日
改定	平成31年4月1日
改定	令和4年4月1日
改定	令和5年4月1日
改定	令和6年4月1日

京都市事務事業評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例(以下「条例」という。)第8条第1項に規定する事務事業の評価(以下「事務事業評価」という。)の実施及び活用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務事業評価の実施)

第2条 事務事業評価は、次に定めるところにより実施するものとする。

(1) 評価の対象

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第3条第1項に規定する実施機関が実施する事務事業を対象とする。ただし、行財政局財政担当局長が指定したものを除く。

(2) 評価の時点

事務事業の実績を踏まえた客観的な評価を行う観点から、前年度に実施した事務事業を年度終了後に事後的に評価することにより行う。

(3) 評価の責任者

評価対象とする事務事業を所管する局等(以下「所管局等」という。)の長を評価の責任者とする。

(4) 評価の実施方法

所管局等の長は、事務事業の特性に応じ、条例第8条第1項に規定する事項又は規則第3条第2項に規定する事項について、評価を実施し、その結果を行財政局財政担当局長に提出するものとする。

(5) 第三者評価の反映

行財政局財政室行政改革課長が指定する事務事業について、第5条に規定する評価委員会による評価を受けるとし、所管局等の長は、当該評価委員会の意見等を尊重するように努めるものとする。

(事務事業評価の結果の活用)

第3条 所管局等の長は、事務事業評価の結果を踏まえて、限られた財源の中で優先度の高い市民にニーズのある事務事業を実施するため、改善又は見直しについて検討を行い、翌年度予算の編成に反映させるとともに、その結果を行財政局財政担当局長に報告するものとする。

(事務事業評価の結果等の公表)

第4条 行財政局財政担当局長は、事務事業評価の結果及び前条の翌年度予算の編成等への反映結果について、市民に公表する。

(評価委員会の設置)

第5条 本市の事務事業評価について、評価の客観性及び透明性を確保する観点から、調査し、及び審議するため、条例第11条第1項に規定する委員会として、京都市事務事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、委員6人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者その他事務事業評価について見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(評価委員会の運営)

第6条 評価委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員の互選により定めた委員がその職務を代理する。
- 5 評価委員会は、必要に応じて市長が召集し、委員長が議長となる。
- 6 委員の半数以上の出席がなければ、評価委員会を開くことができない。
- 7 評価委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 事務事業評価に係る庶務は、行財政局財政室において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事務事業評価の実施に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 「京都市事務事業評価委員会設置要綱（平成13年12月3日）」(以下「委員会設置要綱」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、委員会設置要綱に規定する委員である者は、この要綱の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、この要綱の規定にかかわらず、平成20年9月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年4月1日から施行する。